

◎新潟県告示第605号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 標高データ（地図情報レベル500、0.5mメッシュ）
- 2 作業期間 令和6年4月30日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 阿賀野川河川事務所管内（新潟市・阿賀野市・五泉市）